

滋賀県内の医療機関 様

栗東市長 竹村 健
(公印省略)

子ども医療費助成制度の拡大に係る周知ポスターの掲示について (依頼)

日ごろは、本市施策全般にわたり格段のご理解、ご協力を賜るとともに、医療、保健及び福祉の向上に日々ご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、福祉医療費助成事業につきまして、令和6年4月から下記のとおり子ども医療費助成制度の対象者を拡大いたします。

つきましては、制度開始にあたりまして、貴内におきまして、ポスターの掲示にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、医療機関様向けの制度案内を添付しておりますので、職員様にもご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 送付物

ポスター (A3サイズ、二つ折り)	1枚
制度案内 (A4サイズ、両面)	1枚

2. 子ども医療費助成制度の拡大について

拡大開始月：令和6年4月診療分から

対象者：中学生、高校生等の通院、入院

自己負担：通院・・・1診療報酬明細書当たり500円（調剤は自己負担なし）

入院・・・中学生：なし

高校生等：1日1,000円（月14,000円を限度、病院ごと）

助成方法：現物給付（県内医療機関のみ）

※拡大内容の詳細は、「制度案内」の通りです。

※新たな助成対象者には、受給券交付申請書を郵送し、提出のあった方へ3月下旬に受給券を郵送する予定です。

連絡先

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市役所 保険年金課 福祉医療係

TEL：077-551-0316 FAX：077-553-0250 メール：hokennenkin@city.ritto.lg.jp

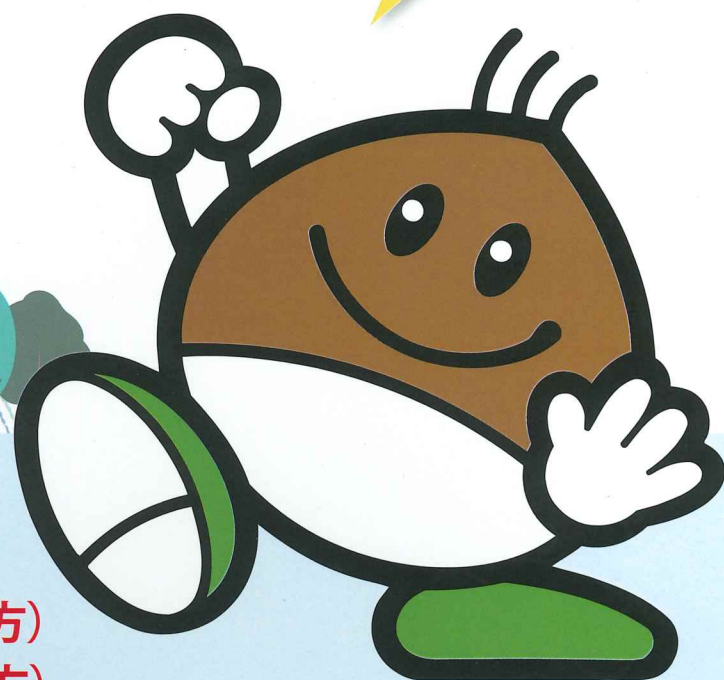
〔8:30～17:15（土・日・祝日および12/29～1/3を除く）〕

栗東市

子ども医療費助成

対象者を中学生・ 高校生等まで 拡大します。

令和6年
4月診療分
から



くりちゃん

助成拡大開始月 令和6(2024)年4月診療分から

助成拡大対象者 **中学生** (当該年度に13歳~15歳になる方)
高校生等 (当該年度に16歳~18歳になる方)

栗東市に住民登録があり、健康保険に加入している方
学校等への在学や就労・婚姻の有無は問いません。
障がい者、ひとり親家庭の福祉医療費助成や生活保護を受けている場合は除きます。

**助成
内容**

保険診療内の医療費(3割負担分)から、自己負担金を除いた額を助成します。

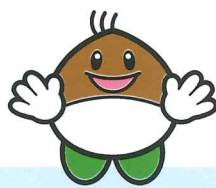
※保険のきかないもの(健康診断、予防接種、入院時の食事代など)は対象外です。

**自己
負担金**

中学生

外来 1診療報酬明細書当たり 500円
(調剤は自己負担なし)

入院 自己負担なし



滋賀県内のみ有効	
福祉医療費受給券(子ども医療)	
福祉番号	受給者番号
居住地	
氏名	
生年月日	
有効期間	見本
発行機関の長及び印	栗東市長 (印)
交付年月日	
自己負担金	無
入院	
通院	有: 1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)

高校生等

外来 1診療報酬明細書当たり 500円
(調剤は自己負担なし)

入院 1日1,000円
14,000円/月上限
病院ごと

滋賀県内のみ有効	
福祉医療費受給券	
福祉番号	受給者番号
居住地	
氏名	
生年月日	
有効期間	見本
発行機関の長及び印	栗東市長 (印)
交付年月日	
自己負担金	有: 1日当たり1,000円 (月額14,000円限度)
入院	
通院	有: 1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)

受給券(福カード)

対象の方には、受給券の交付申請書を郵送します。
申請書を提出された方に、令和6年3月から順次、受給券を郵送します。

滋賀県内の医療機関で健康保険証と受給券を提示してください。

※県外で受診された場合は、医療機関で保険診療分を支払った後、領収書などを栗東市役所へ持参して払い戻し申請をしてください。

小学生のお子さま

現在、小学生のお子さまには、有効期限を延長した受給券を送付します。

助成を受ける
ためには
申請が必要です。



お問い合わせ

栗東市役所 保険年金課 福祉医療係

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号

電話:077-551-0316

FAX:077-553-0250

(平日8:30~17:15)

【栗東市】心身障害者(児)またはひとり親家庭として助成対象となる方のうち、中学1～3年生について

心身障害者(児)またはひとり親家庭として助成対象となる方のうち、市民税課税世帯に属する中学1～3年生(約100人)について、4月から「通院のみ自己負担有」での助成を行います。

【4月以降、入院に係る自己負担(日額1,000円、月額14,000円まで)も含めて市が助成することで、入院に係る保険診療分の患者負担は無しとなります】

栗東市 福祉番号一覧(心身障害者(児)・ひとり親家庭のみ)

制度区分	福祉番号	自己負担		対象者の状況 《現行制度》
		入院	通院	
心身障害者(児) 【県制度】	41250523	無	無	非課税世帯
	41251521	有	有	課税世帯(中学生以上)
	41253527	無	有	課税世帯(小学生)
心身障害者(児) 【市制度】	47250527	無	無	非課税世帯
	47253521	有	有	課税世帯(中学生以上)
	47254529	無	有	課税世帯(小学生)
母子家庭 【県制度】	43250521	無	無	非課税世帯
	43251529	有	有	課税世帯(中学生以上)
	43253525	無	有	課税世帯(小学生)
父子家庭 【県制度】	44250520	無	無	非課税世帯
	44251528	有	有	課税世帯(中学生以上)
	44253524	無	有	課税世帯(小学生)

対象者の状況 《令和6年4月から》
非課税世帯
課税世帯(高校生世代以上)
課税世帯(小学生・中学生)
非課税世帯
課税世帯(高校生世代以上)
課税世帯(小学生・中学生)
非課税世帯
課税世帯(高校生世代以上)
課税世帯(小学生・中学生)
非課税世帯
課税世帯(高校生世代以上)
課税世帯(小学生・中学生)

○対象要件に変更が生じる福祉番号

課税世帯の小学1～6年生を対象としている福祉番号(41253527、47254529、43253525、44253524)の対象年齢を、令和6年4月から中学3年生まで拡大します。



○受給券の有効期間

・心身障害者(児)またはひとり親家庭として助成を受けている方で、令和6年度に新たに中学1～3年生になる方(課税世帯)には、3月に、令和6年4月1日を有効期限の始期とした受給券を交付します。入院時の自己負担金は「無」になります。

課税世帯の中学1～3年生の受給券イメージ(令和6年度 中学生の例)

○心身障害者(児)《県制度》

滋賀県内のみ有効	
福祉医療費受給券	
福祉番号	41253527
受給者番号	
居住地	
氏名	
生年月日	
有効期間	令和6年4月1日から 令和6年7月31日まで
発行機関の長及び印	栗東市長 (印)
交付年月日	令和6年4月1日
自己負担金	入院 無 通院 有：1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)

○心身障害者(児)《市制度》

滋賀県内のみ有効	
福祉医療費受給券	
福祉番号	47254529
受給者番号	
居住地	
氏名	
生年月日	
有効期間	令和6年4月1日から 令和6年7月31日まで
発行機関の長及び印	栗東市長 (印)
交付年月日	令和6年4月1日
自己負担金	入院 無 通院 有：1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)

○母子家庭《県制度》

滋賀県内のみ有効	
福祉医療費受給券	
福祉番号	43253525
受給者番号	
居住地	
氏名	
生年月日	
有効期間	令和6年4月1日から 令和6年7月31日まで
発行機関の長及び印	栗東市長 (印)
交付年月日	令和6年4月1日
自己負担金	入院 無 通院 有：1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)

○父子家庭《県制度》

滋賀県内のみ有効	
福祉医療費受給券	
福祉番号	44253524
受給者番号	
居住地	
氏名	
生年月日	
有効期間	令和6年4月1日から 令和6年7月31日まで
発行機関の長及び印	栗東市長 (印)
交付年月日	令和6年4月1日
自己負担金	入院 無 通院 有：1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)

【栗東市】子ども医療費助成制度の拡大について(中学生・高校生等への医療費助成)

栗東市では現在、小学1年生～6年生の通院・入院に係る医療費を現物給付（通院のみ自己負担有）により助成し、中学1年生～中学3年生については入院医療費に係る医療費を償還払で助成しています。**令和6年4月から**次のとおり助成対象を拡大します。

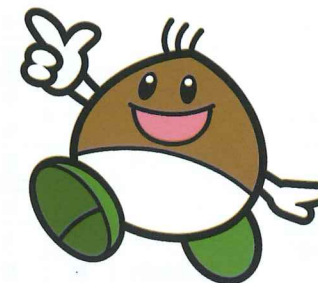
- ①中学生（年度内に満13～15歳になる人）について、**通院・入院に係る医療費を現物給付（通院のみ自己負担有）**で助成します。（小学生と同内容）
- ②高校生等（年度内に満16～18歳になる人）について、**通院・入院に係る医療費を現物給付（通院・入院とも自己負担有）**で助成します。
※学校等への在学や就労・婚姻は問いません。
- ③心身障害者（児）・ひとり親家庭として助成対象になる方で、**市民税課税世帯に属する中学生**について、①と同様の助成を行います。
（現在は通院・入院とも自己負担有で助成しています。詳細は裏面をご覧ください。）

現行制度

年齢	通院助成	入院助成
18歳(高3)	助成なし	助成なし
17歳(高2)		
16歳(高1)		
15歳(中3)	助成なし	償還払 (自己負担無)
14歳(中2)		
13歳(中1)		
12歳(小6)	現物給付 (自己負担有)	現物給付 (自己負担無)
11歳(小5)		
10歳(小4)		
9歳(小3)		
8歳(小2)		
7歳(小1)		

令和6年4月診療分から

年齢	通院助成	入院助成	
18歳(高3)	現物給付 (自己負担有)	現物給付 (自己負担有)	
17歳(高2)		現物給付 (自己負担有)	
16歳(高1)		現物給付 (自己負担有)	
15歳(中3)		現物給付 (自己負担有)	現物給付 (自己負担無)
14歳(中2)			
13歳(中1)			
12歳(小6)			
11歳(小5)			
10歳(小4)			
9歳(小3)		現物給付 (自己負担有)	現物給付 (自己負担無)
8歳(小2)			
7歳(小1)			



・償還払：医療機関での支払後に市役所に申請し、医療費の助成を受ける方法

・現物給付：医療機関の窓口で受給券を提示し、保険診療分の医療費の助成を受ける方法

中学生の受給券イメージ（オレンジ色）※小学生と同様

滋賀県内のみ有効	
福 祉医療費受給券(子ども医療)	
福祉番号	40259525
受給者番号	
居住地	
氏名	
生年月日	
有効期間	
発行機関の長及び印	栗東市長 (印)
交付年月日	
自己負担金	
入院	無
通院	有：1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)

【中学生】 福祉番号：40259525
対象者には、オレンジ色の受給券を交付します。
約2,200人が対象となる見込みです。

※現在、小学生の児童には有効期間を中学3年生まで延長した受給券を送付します。

自己負担金
入院：なし
通院：1診療報酬明細書当たり500円
ただし、調剤は自己負担なし

高校生等の受給券イメージ（ピンク色）

滋賀県内のみ有効	
福 祉医療費受給券	
福祉番号	40251522
受給者番号	
居住地	
氏名	
生年月日	
有効期間	
発行機関の長及び印	栗東市長 (印)
交付年月日	
自己負担金	
入院	有：1日当たり1,000円 (月額14,000円限度)
通院	有：1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)

【高校生等】 福祉番号：40251522
対象者には、ピンク色の受給券を交付します。
約2,500人が対象となる見込みです。

自己負担金
入院：1日1,000円
月14,000円を限度（医療機関ごと）
通院：1診療報酬明細書当たり500円
ただし、調剤は自己負担なし

新たに該当となる対象者については、申請書を送付し、申請があった方に受給券を送付します。※心身障害者（児）・ひとり親家庭として福祉医療助成を受けている方については、子ども医療は対象外となります。